

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

本村 伸子 議員(共産)

1問 なぜ、民事裁判情報の加工、提供、管理を、国の事業として行わず、民間の法人に行わせるのか、法務大臣に問う。

- 本制度におけるデータベースの整備・運用を行うには、時宜<sup>じぎ</sup>にかなったデジタル技術を用いるなどして適正かつ効率的な業務運営を図る必要があるところ、これまで民事裁判情報の提供に大きな役割を果たしてきた民間において、相応の知見が蓄積され、技術開発も進められていることから、このような民間の知見・技術を十分に活用することが必要かつ相当と考えられる。
  
- これに対して、国が民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用を行うこととした場合、
  - ・ 所要の体制を整備するための相当のコストを要する上、知見や技術も必要であり、また
  - ・ 私人間の紛争の解決に係る民事裁判情報を行政機関が網羅的に収集・管理すること等への懸念も招きかねない。

- これらに鑑み、本法律案においては、有識者検討会の報告書も踏まえて、基幹データベースの整備・運用を、国ではなく、法務大臣の監督する民間の団体に行わせることとしている。

(参考) デジタル社会の形成に当たり民間が主導的役割を担うものとされていること

デジタル社会形成基本法第9条においても、デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国等はその形成の阻害要因の解消その他の環境整備を中心に行うこととされている。

- デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）  
（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第九条 デジタル社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、民間の知見を積極的に活用しながら、公正な競争の促進、規制の見直し等デジタル社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備並びに公共サービス（公共サービス基本法（平成二十一年法律第四十号）第二条に規定する公共サービスをいう。第二十九条において同じ。）における国民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上並びに公正な

給付と負担の確保のための環境整備を中心とした施策を行うものとする。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】

2問 本制度では、法務大臣が指定する営利を目的としない法人が民事裁判情報を加工し、提供することとしているが、指定法人は、こうした業務以外にも様々な事業を行うことを想定しているのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、指定の要件として
  - ・ 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
  - ・ 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不公正になるおそれがないことを定めており、これらの要件については、申請をした法人が行う他の業務の状況も踏まえて該当性の審査を行うこととなる。
  
- したがって、指定法人が他の業務を行うことそれ自体が制限されるものではないが、民事裁判情報の提供業務以外にどのような業務を行うかについては、指定の要件を備えるか否かを審査する際に考慮されることとなる。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(指定等)

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務(以下「民事裁判情報管理提供業務」という。)を行う者として指定することができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 (略)

三 民事裁判情報管理提供業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって民事裁判情報管理提供業務が不正になるおそれがないものであること。

四・五 (略)

2～5 (略)

令和7年4月25日(金)  
本村 伸子 議員(共産)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

3問 指定法人の行う事業のうち、本制度に基づく民事裁判情報管理提供業務の部分だけ非営利として考えているのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、民事裁判情報の提供等を行う者として、営利を目的としない法人を指定することとしているが、ここに言う非営利法人とは、構成員に利益を分配することを目的としない法人を意味するものである。
- (委員御指摘の「非営利」が、法人が事業から利益を得ないという御趣旨であれば、) 非営利法人であっても、事業から収益を上げること自体がおよそ否定されるものではなく、本制度に基づく民事裁判情報の提供業務についても、利用者からの料金等によって適切な収益を上げ、仮名処理を含め、民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うための費用を賄うこととなると考えている。

(参考) 法律用語辞典における「営利」の説明(抜粋)

医療法7条6項において、「営利を目的」という文言が用いられているが、ここでいう「営利」とは、法人自体として収益をあげるだけでなく、その利益を構成員に分配することを意味するものと解され、同項の「営利を目的」とする病院等の開設に許可を与えないことができるとする規定も、病院等の経営によって収益をあげること自体を否定するものではなく、株式会社等の「営利法人」による病院等の開設を制限する趣旨であると解される。

令和7年4月25日(金)  
本村 伸子 議員(共産)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

4問 指定法人が仮名加工民事裁判情報を提供する際の値段は、どのように設定するのか、法務当局に問う。

- 利用料金は、指定法人がそのデータベースを適正かつ確実に整備・運用するための費用を賄うことができるよう、第一義的には指定法人において設定することとなるが、不当に高額な金額とならないよう、料金に関する事項を業務規程の必要的記載事項とし、法務大臣による認可の対象としている。
- 具体的には、指定法人による提供料金は、適切なシステム整備に必要な費用や仮名処理に要する人件費等を踏まえた上で、利用者数の見込み等を勘案して定められることになるが、民事裁判情報には、公共財としての側面があり、その活用を幅広く促す観点から、なるべく低廉なものとする必要があると考えている。

(参考) 料金を指定法人の業務規程で定める例

指定法人の提供するサービスの対価について法令ではなく指定法人の業務規程に定め、所管省庁の認可を受けなければならないこととしている例として

- ・ 登記情報サービスを提供する指定法人(電気通信回線による登記情報の提供に関する法律)
  - ・ 電話リレーサービス提供機関(聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律)
  - ・ 信用情報提供等業務を行う指定信用情報機関(貸金業法)
- 等がある。

(参照条文)

- 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二

百二十六号)

(業務規程)

第五条 指定法人は、登記情報提供業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、登記情報提供業務の実施方法、登記情報提供業務に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかななければならない。

3 (略)

○ 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）

(電話リレーサービス提供業務規程)

第十条 電話リレーサービス提供機関は、電話リレーサービス提供業務を行うときは、その開始前に、電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他の総務省令で定める事項に関する規程（以下この節において「電話リレーサービス提供業務規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 (略)

○ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）

(業務規程の認可)

第四十一条の二十 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一～四 (略)

五 料金に関する事項

六～十 (略)

2～4 (略)

令和7年4月25日（金）  
本村 伸子 議員（共産）

衆・法務委員会  
対法務当局（法制部）

5問 指定法人全体の事業が非営利であるべきと考えるが、法務当局の見解を問う。

- 本法律案においては、営利を目的としない法人を指定することとしていることから、指定法人が行う他の業務もまた、非営利法人としての業務となる。
- もっとも、（先ほどお答えしたとおり、）およそ指定法人がその事業により収益を上げることが許されないものではないと理解している。

（参照条文）

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
（指定等）

第五条 法務大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であつて、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、全国に一を限つて、次条第一項各号に掲げる業務（以下「民事裁判情報管理提供業務」という。）を行う者として指定することができる。

- 一 民事裁判情報管理提供業務を適正かつ確実にを行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二～五 （略）

2～5 （略）

(対<sup>大臣</sup>・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委  
本村 伸子 議員(共産)

6問 民事訴訟法の定める閲覧等制限は不十分であるとの報告もあるが、本法案で、プライバシー情報が守られるのか、法務大臣に問う。

- (裁判所における閲覧等<sup>とう</sup>制限決定の実務の在り方について、法務大臣としてコメントすることは差し控えるが、) 本制度では、訴訟関係者のプライバシー等の権利利益に配慮するため、指定法人は、
- ・ 民事訴訟法上の秘匿決定や閲覧等<sup>とう</sup>制限決定の対象となった情報については取得しない
- ことに加え、
- ・ 利用者への提供に当たっては、法務省令及び業務規程の定めるところに従い、特定の個人を識別することができる情報等に<sup>かめい</sup>仮名処理を行う
  - ・ 申出を受けて必要に応じた追加的な仮名処理を行う
- 等の仕組みを設けることとしている。
- このような仕組みの下で訴訟関係者の権利利益の保護は十分に図られるものと考えており、法務省



としては、

- ・ 法務省令を通じて適切な仮名処理の基準を定めるとともに、
- ・ 本制度の適切な周知徹底等を通じて、訴訟関係者の方ができる限り負担なく、必要な申出をすることができるよう、努めてまいりたい。

(参考) 追加的な仮名処理の申出

申出は、仮名処理を希望する情報を特定して行うことを想定しており、指定法人が利用者に提供する前においても認める予定。

(参照条文)

○ 民事訴訟法

(秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

- 一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会



令和7年4月25日(金)  
本村 伸子 議員(共産)

衆・法務委員会  
対法務当局(法制部)

7問 個人情報とは本人とわからないように提供することが必要だと考えるが、法務当局の見解を問う。

- 本法律案では、個人情報を含む民事裁判情報について、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするため、法務省令で定める基準に従い、指定法人において仮名加工処理をしなければならないものとしている。
- また、加工の方法に関する事項は、業務規程に定め、法務大臣の認可を受けなければならないものとしており、詳細な仮名処理の基準については、指定法人の業務規程に定められることを想定しているところ、具体的には
  - ・ 訴訟関係者の氏名の全部
  - ・ 生年月日の一部 (月日等)
  - ・ 個人の住所のうち市郡より小さい行政区画
  - ・ マイナンバー等の個人識別符号の全部等について仮名処理の対象とすることを想定している。
- さらに、基準に沿って仮名処理を実施しても、報道された情報等と組み合わせると特定の個人が識別される場合もあるため、個別の事情により基準を超える仮名処理を要する場合は、申出により、指定法人において必要な仮名処理を追加的に実施することとしており、以上の措置を通じて、訴訟関係者の特定を避け、その権利利益に配慮することとしている。

(参考1) 仮名処理の基準に関する検討の視点(民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋(第5・2(2)イ[19ページ])

基幹データベースを構築する意義は、民事裁判情報につき、その内容を分析するなどといった利活用ができるようにし、得られた成果を社会の発

展に役立てるということにある。そして、これを実現するためには、裁判所の判断及びその過程の分析・検討を可能にするため、判断の基礎となった具体的事実関係を読み取ることができる状態でデータベース化する必要がある。そこで、ある情報を仮名処理の対象とするか否かを検討するに当たっては、仮名処理によって保護を図ろうとする訴訟関係者の権利利益は何か、保護を図る手段として仮名処理が相当かといった点を踏まえつつ、基幹データベース構築の意義が損なわれないようにすることにも配慮する必要がある。

(参考2) 一次的な処理の基準において仮名処理の対象とすべき情報 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・2(1)ア及びイ [17～18ページ]) )

ア 訴訟関係者の権利利益に配慮する観点から、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように仮名処理を実施する必要があり、特定の個人を識別することができる情報として、①個人の氏名の全部 (ただし、訴訟代理人である弁護士及び司法書士、指定代理人、電子裁判書の作成に関与した裁判官並びに訴訟において国を代表する者の氏名は除く。)、②個人の住所のうち市郡 (東京都は特別区) より小さい行政区画の情報及び③個人の生年月日のうち月日の情報につき仮名処理を実施するとともに、④個人識別符号 (個人情報保護法第2条第2項) の全部についても仮名処理を実施すべきである (後記(2)、(3)参照)。

イ また、電話番号、メールアドレス、クレジットカード番号、預貯金口座番号、土地家屋の所在地のうち市郡 (東京都は特別区) より小さい行政区画の情報等については、それ自体について利活用を行う必要性が乏しい一方、不正利用により財産的被害を生じるおそれがあることから、これらの情報について仮名処理を実施すべきである (後記(2)、(3)参照)。

(参考3) 追加的な処理において仮名処理の対象とすることが想定される情報 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・5(2)イ [42～43ページ]) )

具体的に必要とされる措置の内容は個別の事情によって異なることが想定されるものの、民事裁判情報に、他の情報と組み合わせて犯罪、DV、

ストーカー等の被害を受けた者を識別することができる情報が含まれ、精神的な被害を含む二次被害が発生するおそれがあるときに、当該情報を仮名化することや、訴訟代理人である弁護士や司法書士に対する業務妨害が行われる具体的な可能性がある場合に当該氏名部分を仮名化することなどが考えられる。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 仮名加工民事裁判情報 保有民事裁判情報に含まれる特定の個人(当該保有民事裁判情報に係る裁判をした裁判官その他この号に規定する措置を講じなくてもその権利利益を害するおそれが少ないと認められる者として法務省令で定める者を除く。以下この号及び第十三条において同じ。)の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる情報及び個人識別符号(個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下この号において同じ。)の全部又は一部を削除する措置(当該情報及び個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の情報に置き換えることを含む。)を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように保有民事裁判情報を加工して得られる情報をいう。

四 (略)

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程(以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。)を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかななければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～六 (略)

3 (略)

(仮名加工民事裁判情報の作成等)

第十三条 指定法人は、仮名加工民事裁判情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして法務省令で定める基準に従い、保有民事裁判情報を加工しなければならない。

2 (略)

(対<sup>大臣</sup>・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委  
本村 伸子 議員(共産)

8問 性暴力被害当事者、DVや虐待被害者など、仮名加工したとしても民事裁判情報の非公開を望む原告の意思はどのように反映されるのか、必ず意思は確認されるのか、法務大臣に問う。

- (御指摘のとおり、) 性暴力被害当事者などの方々については、その権利利益に十分に配慮する必要がある。
- 他方、御指摘の事案に係る民事裁判情報についても、
  - ・ 公開の法廷における裁判の結果であり、閲覧<sup>とう</sup>等制限の決定がない限り、何人も記録を閲覧できるものである上、
  - ・ 同種事案の解決に役立ち、適切な権利の実現に資するものである。
- また、指定法人のデータベースへの収録を当事者の同意に係らしめることについては、有識者検討会(民事判決情報データベース化検討会)でも、基幹データベースとして成り立たなくなる旨の指摘があった。



- これらを踏まえ、本制度では、指定法人は、訴訟関係者の権利利益に配慮するための措置を講じつつ、これらの事案を含め、訴訟関係者の同意を要せず、あらゆる事案の民事裁判情報を網羅的に収録することとしている。
  
- 訴訟関係者の権利利益については、本制度で設けた追加的な仮名処理などの仕組みとその適切な周知徹底等を通じて、適切に配慮してまいりたい。

(参考1) 訴訟関係人の同意の有無 (民事判決情報データベース化検討会報告書抜粋 (第5・3(3) [30-31頁]))

(3) 訴訟関係者の同意を取得する必要はないことについて

前記2(1)及び3(2)のとおり、情報管理機関が提供する民事裁判情報は、氏名や住所等について仮名処理を行った後のものであるが、裁判所の判断の基礎となった具体的な事実関係を読み取ることができる状態でデータベースにすることに意義があることなどを踏まえれば、他の情報と組み合わせて個人を識別することができる情報については、前記2(4)のとおり、第一次的な処理の基準において仮名処理の対象とはしないことから、情報管理機関が提供する民事裁判情報と、他の情報を組み合わせることにより訴訟関係者が識別されるおそれがない

とは言い切れない。

こうした情報を提供するために必要となる訴訟関係者の権利利益への配慮の在り方として、民事裁判情報にその氏名や住所等が記録された個人の同意を得るという方法が考えられなくはない。しかし、民事訴訟手続等の記録は、閲覧等制限の決定がない限り、何人も閲覧をすることができるものであり、民事裁判情報は、このような制度の下で訴訟記録として公開されることを前提に当事者から提出された裁判資料に基づいて作成されたものであり、民事裁判情報それ自体も閲覧等制限の決定がない限り何人も閲覧できるものである。そうすると、正当な目的のために民事裁判情報が第三者に提供されることによって、直ちに訴訟関係者のプライバシー等の権利利益が侵害されるとは考え難い。また、年間約20万件程度生成される民事裁判情報について、これらの訴訟手続に関与する立場にない情報管理機関がすべての訴訟関係者から同意を取得することはおよそ現実的ではなく、困難であると考えられる。そのために民事裁判情報を利用者に提供できないことになれば、基幹データベースが成り立たないこととなる。訴訟関係者の求めに応じて民事裁判情報の提供を停止する方法を採用することも考えられなくはないものの、本検討会においては、こうした方法を採用した場合であっても基幹データベースが成り立たないのではないかと懸念する指摘もあった。

その上で、前記2(1)のとおり一定の情報については仮名処理を実施すること、仮名処理を含めた民事裁判情報の取扱いに

については適格性の担保された情報管理機関に行わせること、後記(4)のとおり提供契約等を通じて利活用の適正化を図ること、後記5(1)のとおり一定の場合には訴訟関係者の申出に応じて提供する民事裁判情報について事後的な措置を行うことなど、訴訟関係者の権利利益について十分な配慮が行われることを前提とすれば、情報管理機関が訴訟関係者の同意なく民事裁判情報の提供を行うものとすべきである。

#### (参考2) 追加的な仮名処理の申出

申出は、仮名処理を希望する情報を特定して行うことを想定しており、指定法人が利用者に提供する前においても認める予定。指定法人は、申出に応じて、他の情報と組み合わせて被害者を識別することができる情報に仮名処理を実施する。なお、利用者への提供後に申出に応じた追加的な仮名処理を行った場合、指定法人は、提供済みの利用者に対して差替えを依頼する。

#### (参照条文)

##### ○民事訴訟法

#### (秘密保護のための閲覧等の制限)

第九十二条 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以

下「秘密記載部分の閲覧等」という。)の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。

一 訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。)が記載され、又は記録されていること。

2 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない。

3～8 (略)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(情報提供の求め等)

第七条 指定法人は、民事裁判情報管理提供業務を行うため、最高裁判所に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、第二条第一項第一号イからハまでに掲げる電磁的記録(民事訴訟法第九十二条第一項その他の法令の規定により同法第四十五条第五項第二号に規定する電磁的訴訟記録の閲覧等の請求が制限される部分を除く。)に記録されている事項を記録した電磁的記録の提供を求めることができる。

2 (略)

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様である。

2 業務規程には次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一 保有民事裁判情報の加工の方法に関する事項

二～五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 法務大臣は、第一項の認可をした業務規程が民事裁判情報管理提供業務の適正かつ確実な実施上不相当となったと認めるときは、指定法人に対し、その業務規程を変更すべきことを命じることができる。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】

9問 センシティブな個人情報を始め膨大な個人情報を扱う指定法人の業務委託について、なぜ再委託まで認める条文になっているのか、再々委託、再々々委託などは認められるのか、法務当局に問う。

- 本法律案においては、委託及び再委託についての規律を設ける一方、再々委託に関する規律を設けていないが、民間における契約形態は様々であり、それを踏まえて民事裁判情報管理提供業務を行うにつき支障を生じさせることのないようにする観点から、再々委託についても禁止するものではない。
  
- しかしながら、委託を繰り返すことについては、法務大臣の監督が及びにくくなることや民事裁判情報の提供料金が不当に高額になることなどが懸念されることから、必要最小限度であるべきであり、法務省としては、委託や再委託の承認に当たって、それらを含めた業務全体の執行体制の把握に努めるなどして、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 明文の規定がない再々委託の可否

「〇〇の規定により～業務の再委託を受けた者は、当該～業務の一部の委託を受けた者とみなして〇〇の規定を準用する。」などとする明文の規定がない場合に再々委託が認められるかについて、他法令の解釈は必ずしも明らかではないものの、民法上、復代理人は、明文の規定がないものの、更に復代理人を選任することができるのと解されており(新版注釈民法(4)総則(4)94ページ)、明文で禁止規定を設けていない場合には再々委託が認められるものと解することも合理的であると考えられる。

(参考2) 委託について承認制を採用する法令における申請書の記載事項等  
塩事業法の塩事業センターの業務について、その一部を財務大臣の承認

を受けて、他の者に委託することができることとされているところ、承認の申請に当たっては、委託を必要とする理由等を記載した申請書を提出しなければならない、財務大臣においてその必要性を審査することとされている。

(参照条文)

○ 民事裁判情報の活用の促進に関する法律

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、財務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について財務大臣の承認を受けなければならない。

3 第十二条の規定は、前二項の規定により委託若しくは再委託を受けて行う民事裁判情報管理提供業務に従事する者又はこれらの者であった者について準用する。

○ 塩事業法施行規則（平成八年大蔵省令第四十五号）

(業務の一部委託の承認申請)

第二十二條 センターは、法第二十三條第三項の規定により、その業務の一部を他の者に委託しようとするときは、次の事項を記載した委託承認申請書を財務大臣に提出しなければならない。

一 受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 委託しようとする業務内容及び範囲

三 委託の期間

四 委託を必要とする

理由

2 (略)

3 財務大臣は、第一項の委託承認申請書を受理した場合において、その業務の委託がセンターの業務を運営するために必要であり、かつ、受託者が

確実にその業務を行うことができるものであると認められるときは、これを承認するものとする。

(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委

本村 伸子 議員(共産)

10問 センシティブな情報を始め膨大な個人情報を扱う指定法人の業務委託を規制し、個人情報の扱いが曖昧になることがないようにするべきと考えるが、法務大臣に見解を問う。

- 本制度では、例えば、指定法人が行う仮名<sup>かめい</sup>処理について、AI技術を活用して機械的な処理を行いつつ、人手による確認作業を行うことを想定しているが、こうした確認等の作業をよりの確かつ効率的に実施するため第三者に業務委託をする必要があり得ることから、業務の一部委託を認める規定を設けている。
- 他方で、民事裁判情報管理提供業務に当たり、十分な安全管理措置が講じられるべきことは御指摘のとおりであり、指定法人においては、業務規程に基づく安全管理措置の一環として、委託先との契約及び再委託に係る同意を通じ、それらの委託先等を適切に監督することにより、情報セキュリティを確保することが求められる。
- 加えて、本法律案では、業務の一部の委託又は再



委託に当たり、指定法人が法務大臣の承認を受けなければならないこととしている。

- 法務省としては、業務委託が行われることによって、民事裁判情報に係るデータベースの整備・運用を適格性のある法人が行うこととする本法律案の趣旨を損なうことのないよう、情報セキュリティの適切な確保の観点も含め、委託の承認の可否について適切に判断してまいりたい。

(参考)

訴訟関係者の権利利益の保護を図り、本制度に対する信頼を確保するという目的外使用の禁止規定（第12条）の趣旨は、委託又は再委託を受けて民事裁判情報管理提供業務に従事する者が保有民事裁判情報等を取り扱う場合にも妥当することから、業務委託先（再委託先を含む。）にも準用することとしている。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案

(業務規程)

第八条 指定法人は、基本方針に従って、民事裁判情報管理提供業務に関する規程（以下この条及び第十八条第一項第四号において「業務規程」という。）を定め、法務大臣の認可を受

けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、次に掲げる事項を定めておかなければならない。

一・二 (略)

三 保有民事裁判情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有民事裁判情報等の安全管理に関する事項

四・五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、民事裁判情報管理提供業務の実施に必要な事項として法務省令で定める事項

3 (略)

(保有民事裁判情報等の目的外使用の禁止)

第十二条 指定法人の役員若しくは職員その他の従業者又はこれらの者であった者は、保有民事裁判情報等を、民事裁判情報管理提供業務の用に供する目的以外に使用してはならない。… (略) …。

(委託)

第十四条 指定法人は、法務省令で定めるところにより、民事裁判情報管理提供業務の一部を、法務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者は、当該委託を受けた民事裁判情報管理提供業務の一部を、指定法人の同意を得て、他の者に再委託することができる。この場合において、指定法人は、あらかじめ、当該再委託について法務大臣の承認を



(対大臣・副大臣・政務官) 司法法制部 作成  
令和7年4月25日(金) 衆・法務委  
本村 伸子 議員(共産)

11問 指定法人が個人情報漏洩や不正を行った場合などは指定を取り消すことができるというが、その際、指定法人において蓄積された個人情報の扱いはどうなるのか、法務大臣に問う。

- 本法律案においては、指定の取消しが行われた場合、取消しを受けた法人が、その管理する民事裁判情報等を、新たに指定を受けた法人に速やかに引き継がなければならないこととすることで、後継法人への円滑な業務の移行を図ることとしている。
- 法務省としては、このような後継法人への引継ぎに当たり、指定の取消しを受けた法人が、その管理する民事裁判情報等の個人情報を確実に消去するよう、法務省令で所要の規定を設けるなど、適切に対応してまいりたい。

(参照条文)

- 民事裁判情報の活用の促進に関する法律案  
(指定の取消し等)

第十八条 法務大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて民

事裁判情報管理提供業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一～四 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、当該指定の取消しに係る法人は、法務省令で定めるところにより、その管理に係る保有民事裁判情報等を法務大臣が第五条第一項の規定により新たに指定する指定法人に速やかに引き継がなければならない。

4 前項に定めるもののほか、第一項の規定による指定の取消しが行われた場合における民事裁判情報管理提供業務の引継ぎその他の必要な事項は、法務省令で定める。

【責任者：司法法制部司法法制課 早淵課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■】